

平成16年1月19日

事業者の方へ

事業所から出る古紙の取扱いについて

廃棄物処理法の改正により、事業所から排出される一般廃棄物は許可事業者等に処理を委託することが義務づけられましたが、有価で取引されている古紙は、この適用を受けません。また、引き取り費用を要する場合でも、再生利用できる古紙については、古紙卸売事業者や再生資源回収事業者に委託することが可能です。

これまで古紙卸売事業者や再生資源回収事業者に古紙を引き渡している場合は、従来どおりこれらの事業者をご利用いただいて問題ありません。

【お問合せ先】経済産業省 製造産業局 紙業生活文化用品課 古紙係
電話：03(3501)1511 内線(3881)